

■芽室町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)見直しのポイント

計画見直し内容は、芽室町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)をベースに

区域施策編は、2050年ゼロカーボンを目指して町民・事業者・行政が一体となって取り組む計画。事務事業編は、この区域施策編のうち、行政が自らの事務事業として取り組むべき事項を抽出し、現行計画の考えを踏まえて再構成。

→策定した区域施策編の考え方を基本として、これに連動させた計画として作成。

対象とする温室効果ガスの見直し

これまでの事務事業編では、二酸化炭素排出量のみを削減対象としていたが、国の策定マニュアルや他自治体の策定事例等を踏まえ、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類を削減対象とする。

ただし、二酸化炭素排出量の取組を実施することにより、他の温室効果ガス排出量も削減されること、区域施策編の実施項目と併せた取組を実践することなどから、削減目標の設定は二酸化炭素のみとする。

実施内容の見直し・取組事項(コンセプトからの実施事業)

区域施策編に記載している行政が取り組むべき事項を、【コンセプト】ー【施策】として区域施策編に併せた体裁にして作成。

チェック体制の構築

これまでの計画は、排出量・取組状況を町ホームページに公表することで進行管理を行っていたが、令和5年度に構成した「芽室町ゼロカーボン庁内推進会議」(関係課長で構成する組織)を進行管理・調査機関として位置付け、会議で出された意見等を踏まえてPDCA サイクルにつなげていくよう体制を再構築。